

会計検査院の直近の検査報告のうち、当公庫に関する主な部分は次のとおりです。

「令和6年度決算検査報告」（会計検査院）（抄）

○第2章 決算の確認

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

○第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 検査対象別の概要

第6 政府関係機関及びその他の団体

- 1 概況
- 2 政府関係機関の収入支出決算
  - (1) 沖縄振興開発金融公庫

第2節 国の財政等の状況

第1 国の財政の状況

### 第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の令和6年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政 府 関 係 機 関 名	収 入 円	支 出 円
沖縄振興開発金融公庫	10,285,476,280	8,451,246,345
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	143,217,100,592	84,500,395,022
農林水産業者向け業務	52,694,477,825	35,566,037,543
中小企業者向け業務	91,125,582,151	35,288,491,277
信用保険等業務	237,131,110,701	449,037,775,552
危機対応円滑化業務	7,468,468,282	33,576,952,738
特定事業等促進円滑化業務	362,825,014	363,758,716
株式会社国際協力銀行	1,360,473,601,470	1,262,382,673,092
独立行政法人国際協力機構	176,666,867,377	135,955,776,798
有償資金協力部門		

### 第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

#### 第1 一般会計

会計検査院が令和6年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

収納済歳入額 円	日本銀行の提出した計算書の金額 円	符合しない額 円
135,980,878,488,286	135,980,794,879,055	83,609,231

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、在外公館の歳入金で、日本銀行における6年度歳入金の受入れ期限である7年5月31日までに払い込まれなかつたものが83,609,231円あったためである。

#### 第2 特別会計

会計検査院が令和6年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

所 管 会 計 名	収納済歳入額 円	日本銀行の提出した計算書の金額 円	符合しない額 円
厚生労働省 労働保険	9,300,413,793,016	9,300,413,782,016	11,000

労働保険特別会計の収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、雇用勘定において、都道府県労働局の歳入金で、7年度歳入金が6年度歳入金として収納されたと誤認した都道府県労働局が、日本銀行に6年度歳入金から7年度歳入金に訂正するよう誤って請求し、日本銀行が当該請求に基づいて訂正したものが11,000円あったためである。

## 第6 政府関係機関及びその他の団体

### 1 概況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

令和7年次の検査(6年10月から7年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- |  |       |  |  |
|--|-------|--|--|
| ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計   | 211   |  |  |
| ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計  | 1     |  |  |
| ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち  | 9     |  |  |
| ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち  | 27    |  |  |
| ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち   | 3     |  |  |
| ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち   |       |  |  |
|  | 4,872 |  |  |
| ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち | 63    |  |  |

このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区分	団体名			
①国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	(1) 政府関係機関 4			
211	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	(注1)独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
	(2) 事業団等 39			
	日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会	預金保険機構
	(注2) 東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社
	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター
	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新投資機構
	日本年金機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社
	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
	横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	株式会社日本貿易保険
	株式会社脱炭素化支援機構	(注3) 福島国際研究教育機構	(注4) 金融経済教育推進機構	(注5) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。

区 分	団 体	名
第6章 第1節 第6 1 概況	(3) 独立行政法人 (注6) 国立公文書館 大学入試センター 物質・材料研究機構 国立文化財機構 国際農林水産業研究センター 製品評価技術基盤機構 海技教育機構 駐留軍等労働者労務管理機構 国民生活センター  (注1) 国際協力機構 日本学術振興会 日本芸術文化振興会 労働政策研究・研修機構 水資源機構 エネルギー・金属鉱物資源機構 環境再生保全機構 大学改革支援・学位授与機構 医薬基盤・健康・栄養研究所 年金積立金管理運用  国立循環器病研究センター 国立長寿医療研究センター	83 情報通信研究機構 国立青少年教育振興機構 防災科学技術研究所 農林水産消費安全技術センター 森林研究・整備機構 土木研究所 航空大学校 自動車技術総合機構 農畜産業振興機構 国際交流基金 理化学研究所 高齢・障害・求職者雇用支援機構 日本貿易振興機構 自動車事故対策機構 労働者健康安全機構 日本学生支援機構 中小企業基盤整備機構 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構 国立精神・神経医療研究センター 勤労者退職金共済機構  酒類総合研究所 国立女性教育会館 量子科学技術研究開発機構 家畜改良センター 水産研究・教育機構 建築研究所 国立環境研究所 造幣局 農林漁業信用基金 新エネルギー・産業技術総合開発機構 宇宙航空研究開発機構 福祉医療機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 空港周辺整備機構 国立病院機構 海洋研究開発機構 都市再生機構 日本原子力研究開発機構 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 国立国際医療研究センター 日本医療研究開発機構  (注7) 国立成育医療研究センター

区分	団体名			
	<sup>(注6)</sup> <b>(4) 国立大学法人等 86</b>			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	北海道国立大学機構
	旭川医科大学	弘前大学	岩手大学	東北大学
	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学
	茨城大学	筑波大学	筑波技術大学	宇都宮大学
	群馬大学	埼玉大学	千葉大学	東京大学
	<sup>(注8)</sup>			
	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京科学大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学
	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学	新潟大学
	長岡技術科学大学	上越教育大学	富山大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	静岡大学
	浜松医科大学	東海国立大学機構	愛知教育大学	名古屋工業大学
	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学	滋賀医科大学
	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学
	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学	奈良国立大学機構
	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学
	広島大学	山口大学	徳島大学	鳴門教育大学
	香川大学	愛媛大学	高知大学	福岡教育大学
	九州大学	九州工業大学	佐賀大学	長崎大学
	熊本大学	大分大学	宮崎大学	鹿児島大学
	鹿屋体育大学	琉球大学	政策研究大学院大学	総合研究大学院大学
	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1	日本放送協会			
③国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 9	中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社
	日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	阪神国際港湾株式会社
	日本郵政株式会社			

区分	団体			名
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 27	北海道旅客鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社かんぽ生命保険 関西国際空港土地保有株式会社	四国旅客鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社整理回収機構 東京電力ホールディングス株式会社	日本貨物鉄道株式会社 日本郵便株式会社 株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社INCJ	東京湾横断道路株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
	以上のはか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが12団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「東京地下鉄株式会社」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、令和6年10月23日に、国が保有する株式を売却したことにより、国が資本金の2分の1以上を出資している団体に該当しないこととなった。

(注3) 「福島国際研究教育機構」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、令和7年4月1日に、福島県から現物出資を受けたことにより、国が資本金の2分の1以上を出資している団体に該当しないこととなった。

(注4) 「金融経済教育推進機構」は、令和6年4月5日に設立された。

(注5) 「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」は、令和6年5月15日に設立された。

(注6) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注7) 「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」は令和7年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は同日に設立された「国立健康危機管理研究機構」に承継された。

(注8) 「国立大学法人東京科学大学」は、令和6年10月1日に「国立大学法人東京工業大学」から移行して、同日に解散した「国立大学法人東京医科歯科大学」の権利及び義務を承継した。

## 2 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関する国予算の議決の例によることとされていて、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人であり、令和6年度末における政府関係機関は4機関である。

### (1) 沖縄振興開発金融公庫

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	10,285,476		
5 年度	13,505,664		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	11,088,731	8,451,246	2,637,484
5 年度	10,030,816	8,640,576	1,390,239

### (2) 株式会社日本政策金融公庫

#### ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	143,217,100		
5 年度	130,477,239		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	135,916,432	84,500,395	51,416,036
5 年度	106,855,324	75,424,801	31,430,522

#### イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	52,694,477		
5 年度	49,305,481		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	51,947,759	35,566,037	16,381,721
5 年度	40,012,285	33,289,906	6,722,378

#### ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	91,125,582		
5 年度	79,501,152		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	69,797,095	35,288,491	34,508,603
5 年度	54,217,325	32,366,553	21,850,771

工 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	237,131,110		
5 年度	236,425,666		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	845,646,528	449,037,775	396,608,752
5 年度	849,435,927	392,801,864	456,634,062

才 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	7,468,468		
5 年度	7,672,494		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	71,133,209	33,576,952	37,556,256
5 年度	105,937,344	39,572,287	66,365,056

力 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	362,825		
5 年度	267,011		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	6,505,974	363,758	6,142,215
5 年度	4,087,549	266,714	3,820,834

(3) 株式会社国際協力銀行

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	1,360,473,601		
5 年度	1,290,923,459		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	1,686,616,712	1,262,382,673	424,234,038
5 年度	1,329,702,421	1,133,407,097	196,295,323

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入	収入済額(千円)		
6 年度	176,666,867		
5 年度	168,407,988		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
6 年度	182,133,826	135,955,776	46,178,049
5 年度	145,880,712	100,660,785	45,219,926

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第1節に記述したとおりであるが、国の会計等のより的確な理解に資するために、決算でみた国の財政の状況を述べると次のとおりである。

## 1 国の財政の現状等の概要等

### (1) 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどっている。そして、令和6年度末において、建設<sup>(注1)</sup>国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債(以下「GX 経済移行債」という。)、子ども・子育て支援特例公債(以下「子ども特例債」といい、復興債及びGX 経済移行債と合わせて「復興債等」という。)、借換債等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は1079.7兆円に達している。また、6年度の国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は20.8%となっている。

こうした厳しい財政状況が続いている中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(平成25年8月閣議了解)において、①国・地方を合わせた基礎的財政収支(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととした(以下、2025年度(7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す目標を「7年度黒字化目標」という。)。

そして、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月閣議決定)において、「金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度(7年度)から2026年度(8年度)を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとしている(以下、2025年度(7年度)から2026年度(8年度)を通じて、可能な限り早期の国・地方PBの黒字化を目指す目標を「7年度から8年度を通じた黒字化目標」という。)。

また、国・地方 PB、財政収支、債務残高及びそれぞれの対 GDP 比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において実績値等を公表している。<sup>(注9)</sup>

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査している。そして、平成 28 年度以降の検査報告の第 6 章において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方 PB、財政収支対 GDP 比及び債務残高対 GDP 比について、国的一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。<sup>(注10)</sup>

(注 1) 建設国債 財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注 2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注 3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)第 69 条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するため発行される公債

(注 4) 脱炭素成長型経済構造移行債 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和 5 年法律第 32 号)第 7 条の規定に基づき脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債。同法第 8 条において、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和 32 年度までの間に償還するものとされている。

(注 5) 子ども・子育て支援特例公債 「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)第 71 条の 26 の規定に基づき支援納付金対象費用の財源を確保するために発行される公債。同法第 71 条の 27 において、令和 33 年度までの間に償還するものとされている。

(注 6) 借換債 特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号。以下「特会法」という。)第 46 条及び第 47 条の規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債

(注 7) 基礎的財政収支 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に、支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差。基礎的財政収支はプライマリー・バランス(PB)とも称される。なお、内閣府試算では、復旧・復興対策、GX 対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの国・地方 PB が示されている。

(注 8) 「経済・財政新生計画」の期間 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月閣議決定)において定められた「経済・財政新生計画」の対象期間であり、令和 7 年度から 12 年度までの 6 年間

(注 9) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額。なお、内閣府試算では、復旧・復興対策、GX 対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの債務残高が、国・地方の公債等残高として示されている。

(注10) 令和 7 年 8 月に公表された内閣府試算における 6 年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

## (2) 国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

財政健全化のための目標等において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある(以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。)。そして、財政健全化の指標のうち、国・地方 PB、財政収支及びそれぞれの対 GDP 比は内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、国的一般会計の決算額でみた基礎的財政収支(以下「一般会計 PB」という。)は、<sup>(注11)</sup>税収等から政策的経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国的一般会計の決算額でみた財政収支<sup>(注12)</sup>(以下「一般会計財政収支」という。)は、税収等から財政経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、一般会計 PB と同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方 PB(又は財政収支)は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計 PB(又は一般会計財政収支)はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

(注11) 税収等 一般会計の歳入決算総額(租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債金)から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。

(注12) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

(注13) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)を差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

## 2 国の財政の状況

令和 6 年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方 PB、国・地方 PB 対 GDP 比、財政収支対 GDP 比及び債務残高対 GDP 比の状況がどのようにになっているかなどをみると、次のとおりである。

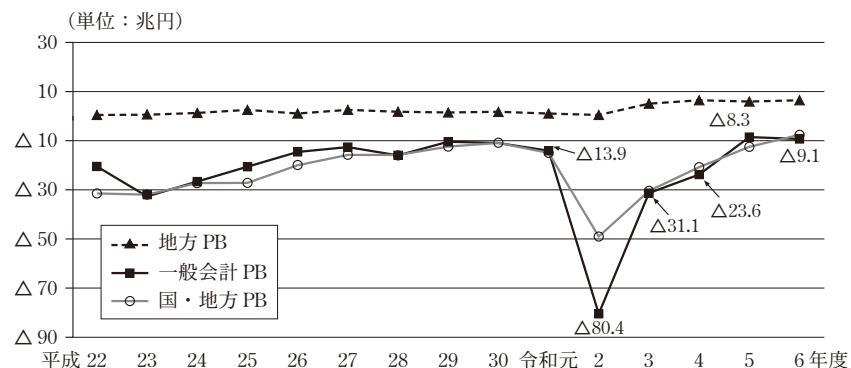
### (1) 国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

#### ア 国・地方 PB と一般会計 PB

国・地方 PB、一般会計 PB 及び地方の基礎的財政収支(以下「地方 PB」という。)について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移をみると、図 1 のとおり、一般会計 PB は、平成 24 年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和 2 年度に大幅に悪化した。そして、その後は再び改善する傾向にあったものの、6 年度は、前年度のマイナス 8.3 兆円から 0.7 兆円悪化してマイナス 9.1 兆円となっている。

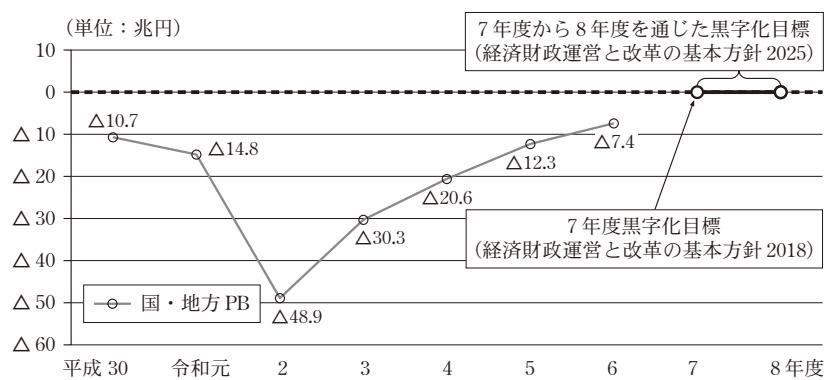
また、国・地方 PB は、一般会計 PB とおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方 PB がほぼ均衡して推移していることなどによる。そして、7 年度黒字化目標を設定した平成 30 年度以降の国・地方 PB の推移は、図 2 のとおりであり、7 年度から 8 年度を通じた黒字化目標に対して、令和 6 年度は、前年度のマイナス 12.3 兆円から 4.9 兆円改善してマイナス 7.4 兆円となっている。

図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



(注) 一般会計PBは、本院が算出した。また、国・地方PB及び地方PBは、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

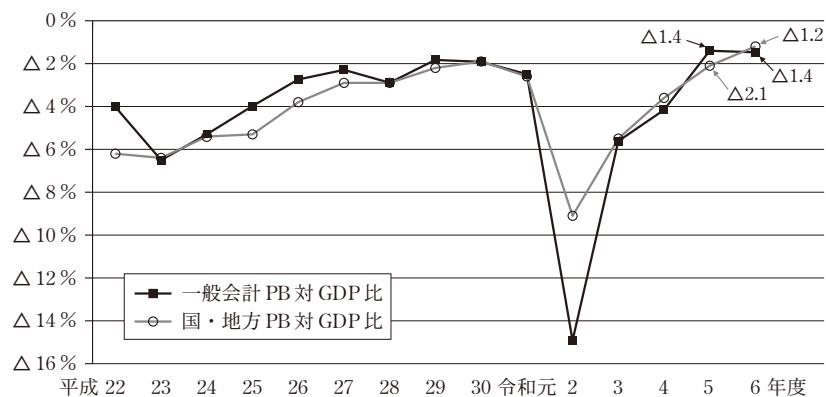
図2 国・地方PBと黒字化目標



(注) 国・地方PBは、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図3のとおり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、国・地方PBと一般会計PBと同様に、6年度までおむね同じように推移している。そして、一般会計PB対GDP比は、6年度は、前年度から横ばいのマイナス1.4%となっている。また、国・地方PB対GDP比は、6年度は、前年度のマイナス2.1%から0.9ポイント改善してマイナス1.2%となっている。

図3 国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



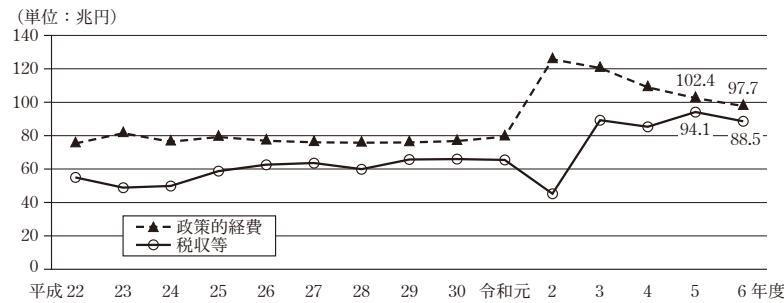
(注1) 国・地方PB対GDP比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

(注2) 一般会計PB対GDP比は、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4~6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

そこで、一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 22 年度から令和 6 年度までの推移をみると、図 4 のとおり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。

そして、6 年度は税収等が 5.5 兆円、政策的経費が 4.7 兆円それぞれ前年度から減少している。

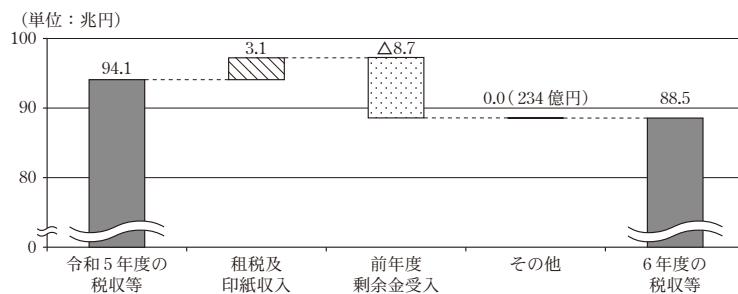
図 4 税収等及び政策的経費の推移



#### イ 税収等の推移

6 年度の税収等の前年度からの減少 5.5 兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剩余金受入及び「その他」に区分してみると、図 5 のとおり、租税及印紙収入が 3.1 兆円増加している一方、前年度剩余金受入については、3 年度から 5 年度までの間は 21.3 兆円(5 年度)から 36.9 兆円(3 年度)までの間で推移していたが、6 年度は 8.7 兆円減少して 12.6 兆円となっており、前年度剩余金受入の減少が税収等の減少の主な要因となっている。

図 5 令和 6 年度における前年度からの税収等の減少の内訳

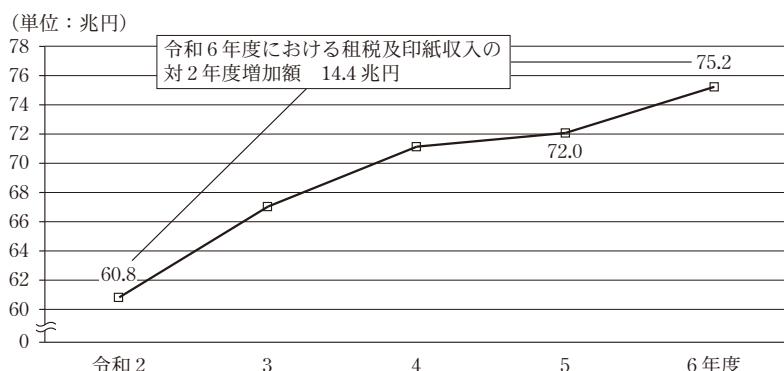


注(1) 「租税及印紙収入」「前年度剩余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

注(2) 「その他」は、雑収入等(令和 5 年度 11.7 兆円、6 年度 10.9 兆円)から、翌年度への繰越歳出予算財源等(5 年度 11.0 兆円、6 年度 10.2 兆円)を控除したものである。なお、雑収入等には、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令和 5 年法律第 69 号)に基づく特別会計からの受入金(5 年度 3.7 兆円、6 年度 0.9 兆円)等が含まれている。

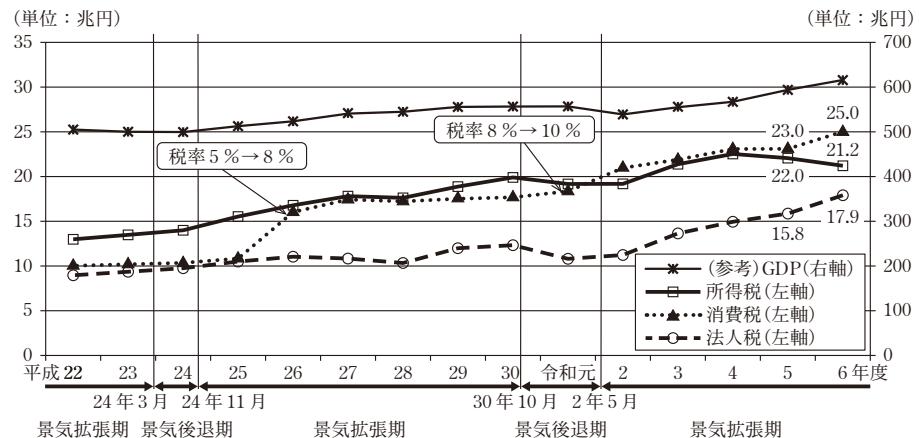
租税及印紙収入について、2 年度から 6 年度までの推移をみると、図 6 のとおり、2 年度の 60.8 兆円から 14.4 兆円増加し、6 年度は 75.2 兆円となっている。

図 6 租税及印紙収入の推移



6年度の租税及印紙収入は75.2兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は64.1兆円となっていて、租税及印紙収入の8割以上を占めている。これら3税目について、平成22年度から令和6年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図7のとおり、所得税及び法人税は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなどの傾向があり、景気動向の推移とおおむね連動している。2年6月以降は景気拡張期となり、法人税は、6年度において前年度から2.0兆円増加して17.9兆円となっているものの、所得税は、5年度は税制改正、6年度は定額減税等によりそれぞれ前年度と比べて減少し、6年度においては21.2兆円となっている。一方、消費税は、所得税及び法人税と異なり景気動向に左右されにくく、消費税率(地方消費税分を含む。)の改定(平成26年4月の5%から8%及び令和元年10月の8%から10%)の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大幅に増加していた。また、2年度以降は消費税が所得税を上回っていて、6年度は、前年度から1.9兆円増加して25.0兆円となっている。

図7 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。

注(2) 「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。

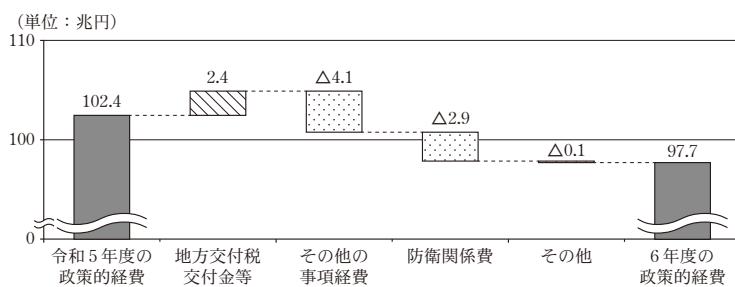
注(3) GDPは、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

#### ウ 政策的経費の推移

6年度の政策的経費の前年度からの減少4.7兆円の内訳を主要経費別にみると、図8のとおり、  
(注14) 地方交付税交付金等は2.4兆円増加している一方、その他の事項経費が4.1兆円、防衛関係費が2.9兆円それぞれ減少しており政策的経費の減少の主な要因となっている。

(注14) 「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類された  
 かつたものである。

図8 令和6年度における前年度からの政策的経費の減少の内訳



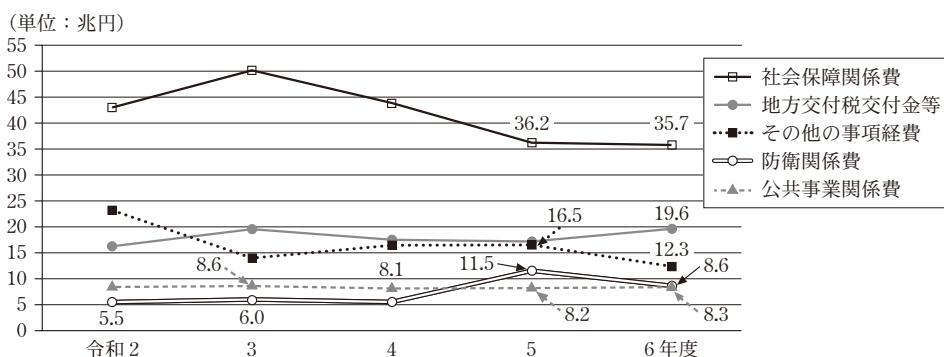
(注)1 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

(注)2 「その他」は、公共事業関係費、文教及び科学振興費等である。

(注)3 「地方交付税交付金等」「その他の事項経費」「防衛関係費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

また、6年度の政策的経費97.7兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が35.7兆円、地方交付税交付金等が19.6兆円、その他の事項経費が12.3兆円、防衛関係費が8.6兆円及び公共事業関係費が8.3兆円となっており、これら五つの主要経費計84.8兆円で政策的経費の8割以上を占めている。これら五つの主要経費について、2年度から6年度までの推移をみると、図9のとおりであり、社会保障関係費については、新型コロナウイルス感染症への対応等により3年度に増加した後、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて減少して、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から0.4兆円減少して35.7兆円となっている。地方交付税交付金等については、3年度に増加した後、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて減少したもの、6年度は前年度から増加して19.6兆円となっている。その他の事項経費については、3年度は特別定額給付金給付事業費補助金がなかったことなどにより前年度から減少した。また、6年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から4.1兆円減少し12.3兆円となっている。防衛関係費については、2年度から4年度までの間は5.5兆円(2年度)から6.0兆円(3年度)までの範囲で推移していたが、5年度は、防衛力強化資金が創設され、同資金への繰入れが生じたことなどにより前年度から大幅に増加したものの、6年度は同資金への繰入額が減少したことなどにより前年度から2.9兆円減少して8.6兆円となっている。公共事業関係費については、2年度から5年度までの間は8.1兆円(4年度)から8.6兆円(3年度)までの範囲で推移しており、6年度は前年度からほぼ横ばいの8.3兆円となっている。

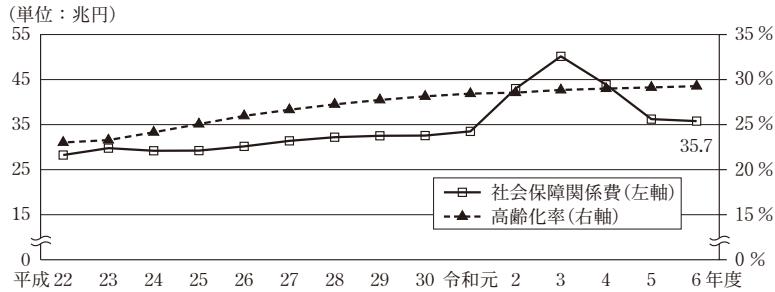
図9 社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

6年度の社会保障関係費35.7兆円は、政策的経費97.7兆円のうち最も大きな割合(36.6%)を占めている。社会保障関係費について、平成22年度から令和6年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図10のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に増加したものの、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて大幅に減少して、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。

図10 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

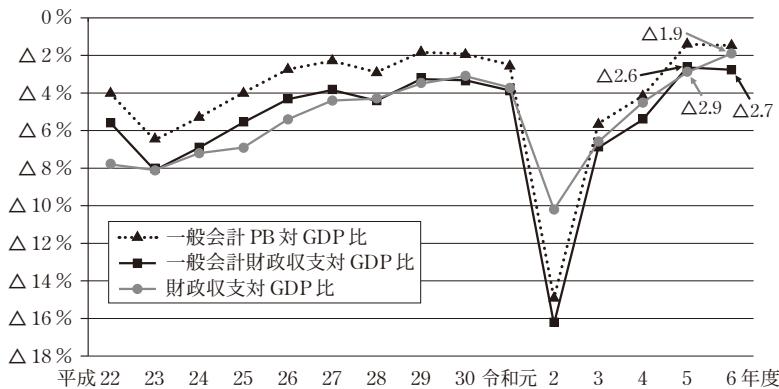
## (2) 財政収支対GDP比

### ア 財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図11のとおり、財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比はおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移している。

一般会計財政収支対GDP比は、平成24年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和2年度は大幅に悪化した。そして、3年度以降は改善していたものの、6年度は、前記のとおり一般会計PBが前年度から0.7兆円悪化したことなどにより前年度マイナス2.6%から0.1ポイント悪化してマイナス2.7%となっている。また、財政収支対GDP比は、6年度はマイナス1.9%となっており、前年度のマイナス2.9%から1.0ポイント改善している。

図11 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



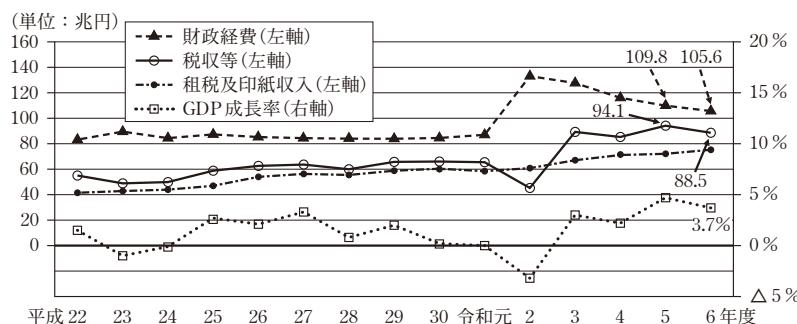
(注1) 財政収支対GDP比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

(注2) 一般会計財政収支対GDP比及び一般会計PB対GDP比は、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

#### イ 税収等、財政経費及びGDP成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成22年度から令和6年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、図12のとおり、税収等については、おむねGDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。6年度においては、GDP成長率はプラス3.7%であったが、税収等は、前年度剩余金受入が前年度から8.7兆円減少したことなど(図5参照)により前年度から5.5兆円減少して88.5兆円となり、財政経費は、前年度から4.2兆円減少して105.6兆円となっている。

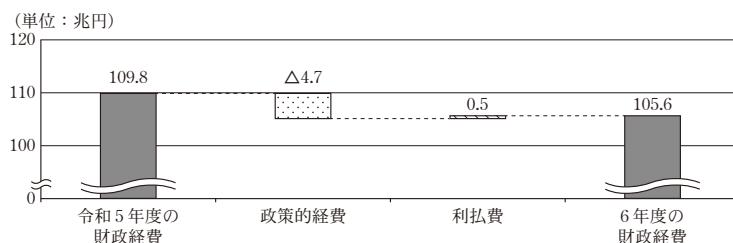
図12 税収等、財政経費及びGDP成長率の推移



(注) GDP成長率は、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

6年度における前年度からの財政経費の減少4.2兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図13のとおり、政策的経費が4.7兆円減少しているものの、利払費は0.5兆円増加している。

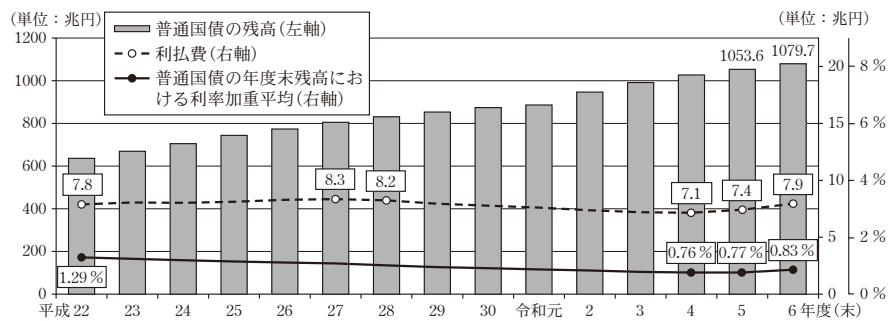
図13 令和6年度における前年度からの財政経費の減少の内訳



(注) 「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの増減額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって決定される。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、図14のとおり、平成22年度の1.29%から令和4年度の0.76%までは毎年度低下し続けていたが、5年度には上昇に転じ、6年度は前年度の0.77%から0.06ポイント上昇して0.83%になっている。そして、利払費は、平成28年度から令和4年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていた。これに対して、5年度は、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から増加した中で、利払費は、平成27年度以来8年ぶりに増加に転じた。令和6年度においても、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から26.0兆円増加して1079.7兆円となっている中で、利払費は前年度から0.5兆円増加して7.9兆円となっている。

図14 普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移



注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

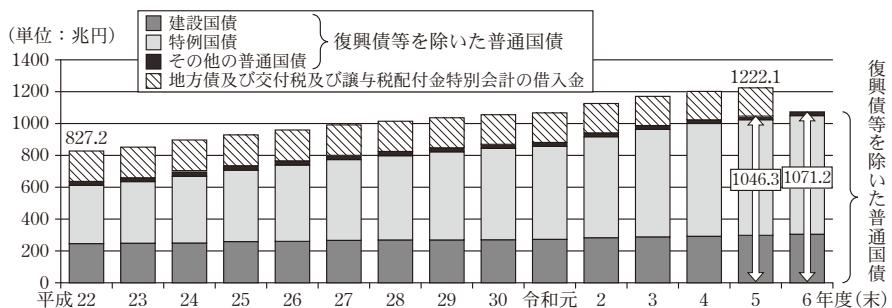
注(3) 利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

### (3) 債務残高対 GDP 比

#### ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成22年度末から令和6年度末までの推移をみると、図15のとおり、普通国債のうち復興債等(その借換債を含む。)を除いた国債(以下「復興債等を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、6年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から24.9兆円増加(対前年度比2.3%増)して、1071.2兆円となっている。

図15 債務残高の推移



注(1) 復興債等を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

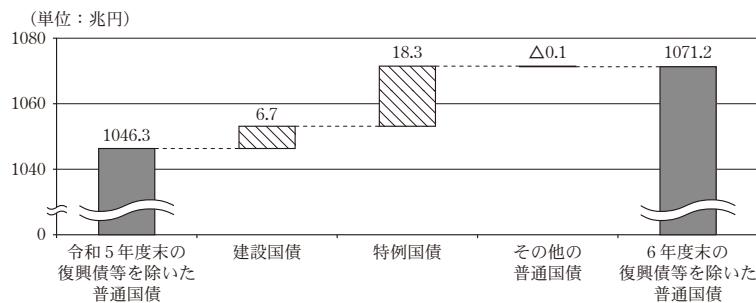
注(2) 特例国債には、震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和6年度末の地方債現在高は、7年9月時点では示されていない。

注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

6年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加24.9兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債(それぞれの借換債を含む。以下(3)において同じ。)に区分してみると、図16のとおり、その他の普通国債は0.1兆円減少している一方、建設国債が6.7兆円、特例国債が18.3兆円それぞれ増加している。

図16 令和6年度末における前年度末からの復興債等を除いた普通国債の増加の内訳



注(1) 復興債等を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

注(2) 「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

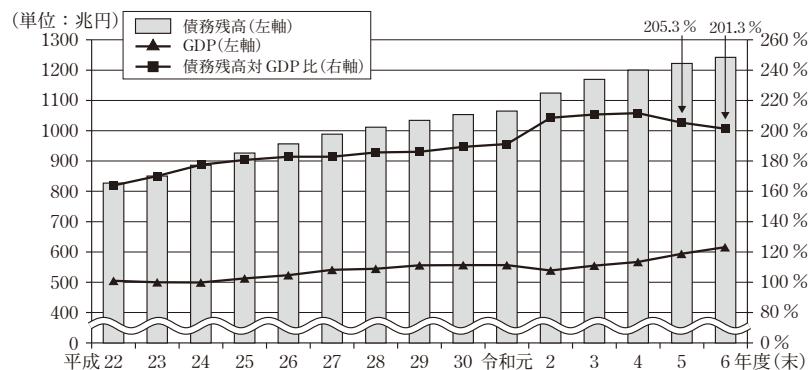
注(3) 「建設国債」「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

建設国債及び特例国債の残高については、平成22年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いている。また、いずれも22年度末から令和6年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている(図15参照)。

#### イ 債務残高及び債務残高対GDP比の推移

債務残高及び債務残高対GDP比について、平成22年度から令和6年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図17のとおり、債務残高は一貫して増加している。債務残高対GDP比は、4年度までは一貫して上昇していた一方、5年度は、GDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから平成22年度以降初めて低下した。令和6年度においても、GDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから、債務残高対GDP比は対前年度比4.0ポイント低下の201.3%となっている。

図17 債務残高及び債務残高対GDP比の推移



注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による。

注(2) GDPは、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4~6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

#### (4) 普通国債の発行・償還等の状況

国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

##### ア 普通国債の発行額の推移

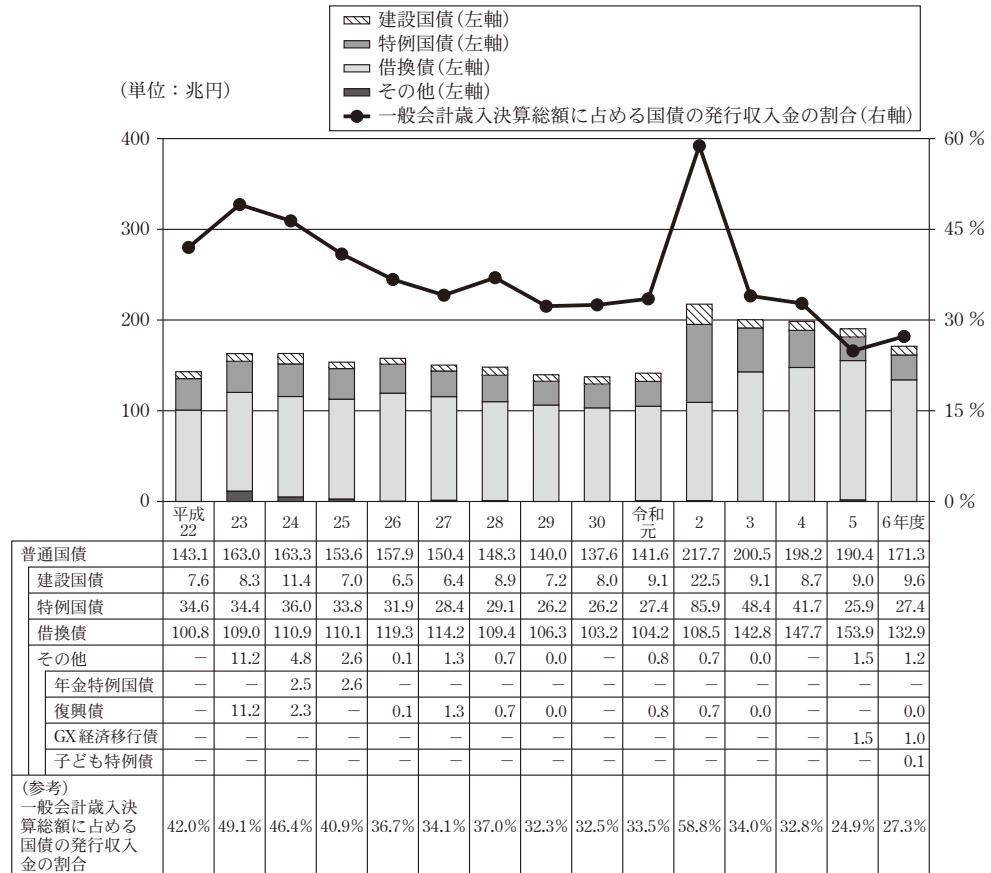
平成22年度から令和6年度までの普通国債の発行額(収入金ベース)<sup>(注15)</sup>等の推移をみると、図18のとおり、建設国債は、平成25年度から令和元年度まではおむね横ばいで、また、特例国債は、

平成 22 年度から 30 年度までは減少傾向で推移していたものの、いずれも令和 2 年度に大幅に増加している。そして、建設国債は、3 年度には元年度の水準(9.1 兆円)に戻っており、6 年度は前年度からほぼ横ばいの 9.6 兆円となっている。特例国債は、3 年度以降の各年度で前年度から減少していたものの、6 年度は前年度から 1.5 兆円増加して 27.4 兆円となっており、元年度の水準(27.4 兆円)となっている。一方、借換債は、3 年度に増加した以降も各年度で前年度から増加していたが、6 年度は前年度から減少して 132.9 兆円となっている。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、2 年度は 50% を超える状況となつたが、3 年度以降の各年度で前年度から低下していたものの、6 年度は前年度から上昇して 27.3% となっている。

(注15) 収入金ベース 国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。4 月から翌年 3 月までの発行収入金をベースに、特会法第 47 条第 1 項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の 4 月から 6 月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図18 普通国債の発行額(収入金ベース)等の推移



注(1) 「年金特例国債」は、平成 28 年に改正される前の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成 24 年法律第 101 号)第 4 条第 1 項に基づき、基礎年金に係る国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税収が計上されるまでのつなぎとして、24、25 両年度に一般会計において発行された公債である。

注(2) 「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債(平成 23 年度分のみ)が含まれる。

なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の

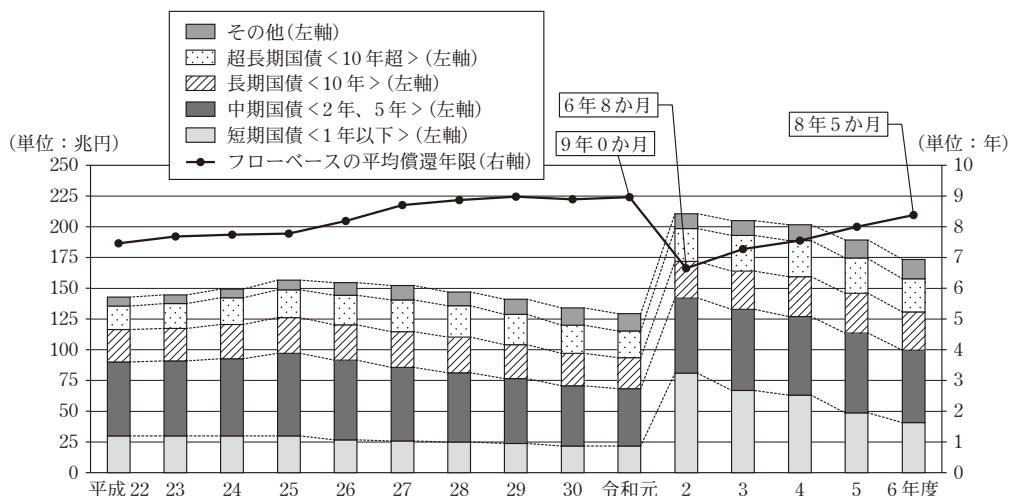
(注16)

発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図19のとおりであり、2年度に短期国債の発行額が大幅に増加した結果、フローベースの平均償還年限は、元年度の9年0か月から2年度の6年8か月へと2年以上短期化した。一方、3年度からは短期国債の発行額が前年度から減少するなどした結果、6年度のフローベースの平均償還年限は8年5か月となっている。

(注16) カレンダーベース市中発行額　　国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式(日銀乗換)の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額(額面)の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債(特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計において発行される公債)が含まれる。

(注17) フローベースの平均償還年限　　カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図19 国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額等の推移



注(1) 発行額は、普通国債と財投債の合計額である。

注(2) 「その他」は、流動性供給入札に係る分、変動利付国債<15年>及び物価連動国債<10年>である。

注(3) <>は償還年限を表している。

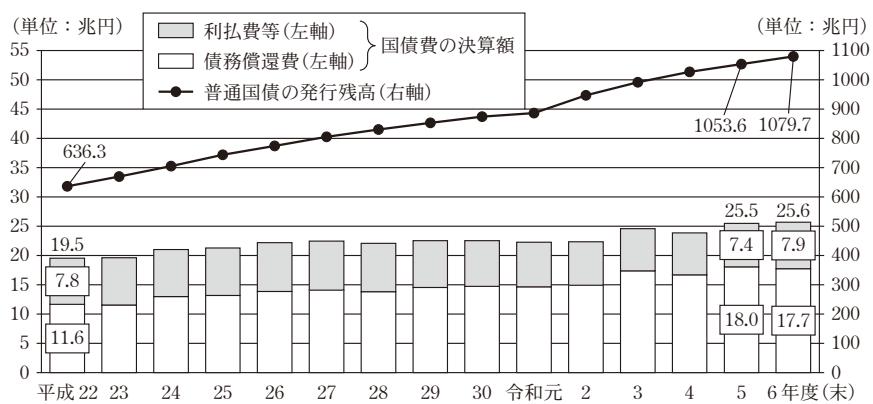
#### イ 国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額(以下「債務償還費」という。)と利子等の支払のために繰り入れられた額等(以下「利払費等」という。)で構成されている。

平成22年度から令和6年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図20のとおり、債務償還費が増加傾向であることなどから、国債費の決算額は増加傾向となっていて、平成22年度に19.5兆円であったものが、令和6年度には25.6兆円(対前年度0.1兆円増)となり、この間に6.1兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図20のとおり、一貫して増加しており、平成22年度末に636.3兆円であったものが令和6年度末には1079.7兆円(対前年度26.0兆円増)となり、この間に443.4兆円増加している。

図20 国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移



(注) 普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

### 3 総まとめ

#### (1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、平成22年度から令和6年度まで一般会計PB及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移している。6年度の一般会計PBは、前年度から悪化してマイナス9.1兆円となっている。一般会計PBの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成22年度から令和6年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、6年度においては、税収等及び政策的経費がそれぞれ前年度から減少している。6年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、6年度の税収等のうち、租税及印紙収入が3.1兆円増加している一方、前年度剩余金受入が8.7兆円減少している。このうち、6年度の租税及印紙収入についてみると、所得税は減少、法人税及び消費税は増加している。支出面では、6年度の政策的経費のうち、地方交付税交付金等が2.4兆円増加している一方、その他の事項経費が4.1兆円、防衛関係費が2.9兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の8割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費についてみると、社会保障関係費については、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。地方交付税交付金等については、6年度は前年度から増加している。その他の事項経費については、6年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から減少している。防衛関係費については、6年度は防衛力強化資金への繰入額が減少したことなどにより前年度から減少している。公共事業関係費については、6年度は前年度からほぼ横ばいとなっている。そして、社会保障関係費は、6年度の政策的経費のうち最も大きな割合を占めており、平成22年度から令和6年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっていて、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に増加したもの、4、5両年度はそれぞれ前年度と比べて大幅に減少して、6年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が減少したことなどにより前年度から減少している。

#### (2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、平成22年度から令和6年度まで一般会計財政収支対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じよう

に推移しているが、6年度の一般会計財政収支対GDP比は、一般会計PBが悪化したことなどにより前年度から悪化してマイナス2.7%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成22年度から令和6年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむねGDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。6年度においては、GDP成長率はプラスであったものの、前年度剩余金受入の減少等のため税収等は減少している。財政経費については、6年度は前年度から減少しており、その内訳についてみると、政策的経費が4.7兆円減少している一方、利払費が0.5兆円増加している。利払費は、平成28年度から令和4年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていたが、5年度は平成27年度以来8年ぶりに増加に転じた。令和6年度においても普通国債の利率加重平均が上昇するとともに、普通国債の残高が増加している中で、利払費は前年度から増加している。

### (3) 債務残高対GDP比

復興債等を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、6年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から24.9兆円増加(対前年度比2.3%増)して、1071.2兆円となっている。6年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、その他の普通国債(その借換債を含む。)は0.1兆円減少している一方、建設国債(その借換債を含む。以下同じ。)が6.7兆円、特例国債(その借換債を含む。以下同じ。)が18.3兆円それぞれ増加している。建設国債及び特例国債の残高については、平成22年度末から令和6年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対GDP比については、4年度まで一貫して上昇していた一方、5年度は平成22年度以降初めて低下し、令和6年度においてもGDPの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから、対前年度比4.0ポイント低下の201.3%となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。